

行政常任委員会

令和 4 年 7 月 1 2 日（火）

午前 9 時 5 8 分 開 会

○村田委員長 おはようございます。

ただいまより行政常任委員会を開会いたしたいと思います。

本日は、中里委員におかれましては後刻出席の通知がありましたので、報告をいたします。

それから、傍聴の希望の方が 1 名いらっしゃいますので、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長 どうぞ入れてください。

それでは、ただいまから進行表に基づいて進めていきたいと思いますが、まず最初に、市長から挨拶をいただくんですが、昨日の地元紙の夕刊に報道されておりましたように、尾鷲総合病院における新型コロナウイルスの感染症について、これについて御挨拶とともに御報告をいただきますので、よろしく願いいたします。

○加藤市長 本日は、議員の皆様におかれましては大変お忙しいところ、行政常任委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、先ほど委員長のほうからございましたように、まず、ワンセグ等でもお知らせしております尾鷲総合病院における新型コロナウイルス感染症について、私のほうから報告させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それじゃ、座って報告させていただきます。

それでは、尾鷲総合病院の案件について報告いたします。

去る 7 月 9 日土曜日、当院の医師 2 名から新型コロナウイルス感染症の症状があるとの報告を受けました。その 2 名は休日のため市外の自宅に帰っていたため、地元の医療機関を受診し、陽性が判明いたしました。そのため、7 月 1 0 日日曜日、感染した医師と接触のあったと思われる患者 2 5 名と感染の可能性が高いと判断した同僚医師 3 名の検査を実施いたしました。結果、患者全員の陰性を確認いたしましたが、同僚医師 3 名が陽性でありました。また、派遣医師 1 名も最初の陽性が判

明した医師と接触があったこと、また、症状もあることから、派遣医師も休暇先で地元の医療機関を受診した結果、陽性が判明いたしました。合計で6名の医師が陽性になったことにより、尾鷲総合病院では、救急外来の受入れの中止、そして、外来の縮小が必要となり、診療科の内科、外科、整形外科の初診の受付も制限することとなりました。市民の皆様には大変御不便、御心配をおかけし、大変申し訳なく思っておりますが、何とぞ御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、報告をさせていただきます。

○村田委員長 病院側からは特にはないですね。よろしいですね。

ただいま市長のほうから新型コロナウイルス感染症について報告がございましたけれども、この報告について、御質疑がありましたら御発言願いたいと思いますが、よろしいですか。

○中村委員 病院のほうにお伺いしたいんですけれども、病院の空調って外気取り入れ型とか今言われているような、それから、オゾン何とか型みたいな空調関係というのはどうなっているんですか。

○高濱総合病院総務課長 エアコンにおきましては、部屋で循環なんですけど、空調そのものに関しましては、室内の空気を吸って外に出すということになっております。

○佐野総合病院事務長 あと1点。

それと、コロナ禍になりまして、新たに空気清浄機ですか、大型のものですけど、それを診療等々の各ポイントポイントに置かせていただいております。

○中村委員 よく分からなかったんですけれども、一極管理型ではなく部屋ごとに外気との取り入れが可能な空調が入っていて、各部屋にオゾンなり何なりの、ちゃんと、そういうシステムが入っていて、空気感染に関しては盤石と理解してよろしいですか。

○高濱総合病院総務課長 各部屋にオゾンを使ったような空気清浄機なり滅菌装置は備えておりませんが、部屋ごとの空気は吸いながら外に出すということになっておりますので、空気感染はまずないと思っております。

○中村委員 それは換気ですか。空調としてそれが外気取り入れ型というのを使っておられるんですか。

○高濱総合病院総務課長 空調設備がそのようになっています。

○中村委員 ありがとうございます。

○村田委員長 よろしいですか。

○中村委員 はい。

○村田委員長 他にございませんか。

○南委員 1点だけ。

こういったコロナの陽性が医師で発生したということは非常に残念なことなんですけれども、反面、致し方ないと判断するんですけれども。やはり救急というのは、尾鷲市民が365日24時間の二次救急医療体制は堅持していただきたいと、日頃からの一番の要望は、長は耳が痛いほど聞いていると思うんですけれども、いかなせん三重大も医師不足によりいろんな状況が、過去これまでの救急業務でも生じてきておったのは現実なんですけれども、今回は特に中止されるということは、昨日の地元新聞で、尾鷲外向けにある程度は紀北町の方も理解を集めてくれたのかなと思うんですけれども、対外的なそういった情報発信と、いつ頃から、めど的に再開できるかと、その2点だけお聞きをいたしたいと思います。

○高濱総合病院総務課長 まず、情報発信のほうですが、最終的に医師2名が判明したのは土曜日の夕方でありました。その時点で救急の受入れ停止というのは病院側で判断しておりましたが、情報発信のツールを考えたときに、できるものは全て使おうということで、マスメディアのほうは申し訳なかったんですが、市の独自のホームページ、SNS、あと、日曜日の朝、市長に出勤していただいてワンセグの取り直し、そのように発信させていただきました。

再開のめどにつきましては、全員そろって隔離解除になるのが20日ですね、来週の水曜日が、今の想定で、このまま症状が収まれば隔離解除日と想定しております。ですので、フルに再開できるのが21日ではないかと、今のところ計算しております。ただ、早まるか遅まるかもありますので、また改めてお知らせさせていただきます。

○南委員 分かりました。できるだけ再開のめどが、余裕を持って情報発信はどんどん地元新聞等々をしてね、市内の方は、ある程度はワンセグ等で理解を示していただけると思うんですけれども、特に紀北町さんの二十数%が患者ですので、そこら辺の対応だけはしっかりしていただきたいと強く要望をいたしておきます。

以上です。

○村田委員長 他にございませんか。

○仲委員 初診の外来にも影響があるということで理解するんですけど、発熱外来の状態、発熱外来は今どうなっておるんですかね。

○高濱総合病院総務課長 発熱外来も止めております。発熱外来の中で入院を要

する患者がいた場合に当院では対応できませんので、あらかじめ発熱外来も停止させてもらっております。

○仲委員 市民の方で、子供さんから老人まで発熱する方があると思うんですけど、そういう方はどういうふうな受診をすればいいということですか。

○高濱総合病院総務課長 発熱の一次救急の部門に関する、部門というか症状に関するものは、申し訳ないですけど、医師会というか開業医の先生方のほうに受診していただきたいと思います。

救急に関し、二次救急が必要な患者さんにおいては、紀南病院、もしくは松阪3病院、伊勢総合にお願いはしてありますので、そちらのほうの御利用をということで、申し訳ございませんがお願いいたします。

○仲委員 最後に。

発熱外来の情報もきっちりと、やっぱり市民の方に分かるように情報提供していただきたいということで、お願いしておきます。

○村田委員長 よろしいですか。

○濱中副委員長 今の仲委員の質問でほぼ分かったんですけども、昨日なんかでもやっぱり救急車、音がしておりました。今、紀南とかほかの病院にお願いするということですけども、それはもう消防のほうで判断していただいて連携を取ってもらえる状況ができているということで、重ねて確認をさせていただきます。

○佐野総合病院事務長 消防のほうとも連携しておりまして、症状を含めて消防のほうの判断で、今言ったところに搬送というんですか、それはやっていただくようにはなっています。

○濱中副委員長 以上です。

○村田委員長 いいですか。

他にございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 ないようでありますので、尾鷲総合病院における新型コロナウイルス感染症、これについての報告は終わりたいと思いますけれども、この際、病院側に一言申し上げておきたいんですけれども、昨日、一昨日から、病院内部の指揮命令系統、その辺のところの管理体制というのは少し手ぬるいのではないかという声を民間の方から聞かれましたので、その辺は、事務長も体調が悪い中、大変頑張っておられるんですけれども、申し訳ないですけども、その辺のところを周知徹底していただくようお願いしておきたいと思います。

なお、婦長さんぐらいまでは、その辺の情報はきちっと情報共有していただきたいということだけを望んでおきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

じゃ、これで新型コロナウイルス感染症についての報告を終わりますので、市長、退席してください。

○高芝議会事務局長　委員長、すみません、御報告が遅くなり誠に申し訳ないです。議会事務局です。

本日のエリアワンセグ及びユーチューブを活用した議会中継につきましては、関係機材の故障により中止とさせていただきますので、報告させていただきます。議員の皆様、中継を心待ちにしている市民の皆様には誠に申し訳ないんですが、御了承のほどよろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。

○村田委員長　ということでございますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、議題に入りたいと思います。

まず最初に、三木里海水浴場について、商工観光課、建設課から報告をしていただきたいと思います。

○下村副市長　三木里海水浴場の開設について御報告させていただきます。

三木里海水浴場につきましては、昭和３３年７月の開設以来、６０年以上の長きにわたり本市の夏のレジャースポットの中心となり、市民や帰省客の憩いの場として広く親しまれていました。しかし、近年は、レジャーの多様化や少子高齢化による市民の海離れによる来場者の減少、逆に外国人の方の利用が増加し、海水浴場を運営する三木里地区会も外国語表記の注意看板の設置や、駐車場や海岸でのマナー遵守の注意喚起に苦慮されているとお聞きしました。

加えて、地区内の高齢化や就業年齢が上がったことにより、運営に携わる役員の担い手がなく、海水浴場の運営は年々厳しい状況になっており、本シーズンの海水浴場運営を協議する中、今シーズンの海水浴場開設は困難との判断に至り、海水浴場を廃止するとの報告がありました。

本市といたしましても、三木里海水浴場は本市の観光資源であるとともに、三重県の観光資源でもあることから、シーズン中の開設を再考願うよう地区役員の方々と協議をしまいいりました。しかし、会長からは、三木里地区観光協会を独立させ、人員確保など、組織を再編するには時間を要すること、県や市との協力体制の構築にも時間が必要となることから、今シーズンは三木里海水浴場を開設しないとの回答となりました。

本市といたしましても、コロナ禍により減少している観光客を取り戻すためにも、三木里海水浴場の開設は必要と判断し、今シーズンに限り市が三木里海水浴場の開設者となり、県に水浴場開設報告書を提出することといたします。

また、開設者となる以上、来場者の安全対策を講ずる必要があるため、監視員及び駐車場管理に関する経費は、商工観光課、建設課の既決予算からの流用で対応したいと考えております。

三木里海水浴場開設に伴う諸経費の概算予算については、関係課より御説明させていただきます。

また、来シーズン以降の三木里海水浴場の運営につきましては、引き続き地元、県、市と３者で協議を続けることとなっております。

○森本商工観光課長 商工観光課です。よろしくお願いいたします。

先ほど副市長のほうから御説明申し上げました三木里海水浴場の開設につきまして、資料に基づき、御報告のほうを申し上げます。

資料のほうの１ページのほうを御覧ください。

今年度の開設は、尾鷲市のほうでございます。

開設期間は、今月の１６日から来月の８月１７日までとさせていただきます。

運営方法につきましては、開設期間内の平日において、連絡員１名を配置いたしまして、土日、休日並びにお盆の時期に当たります８月１１日から１７日にかけては、ライフセーバーさんのほう１名を御依頼申し上げるところでございます。

駐車場の管理につきましては、開設期間のうちの休日と８月１１日から１７日の繁忙期に駐車場２か所に１名ずつ、計２名を配置させていただくこととさせていただきます。

開設期間中につきましては、遊泳範囲を分かりやすくするためのブイ、こちらのほうを設置させていただきます。また、海水浴場内の駐車場におけるごみ、こちらのほうに関しましては、持ち帰りなど、注意喚起看板を数か所設置させていただきます。看板につきましては、英語、ポルトガル語といった表記をさせていただく予定でございます。

また、管理、運営にかかる費用でございますが、連絡員、ライフセーバーについては約３０万円、駐車場の管理費につきましては約４０万円、こちらのほうをそれぞれ予算流用により対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

海水浴場の開設についての御報告は以上でございます。

○村田委員長　三木里海水浴場の開設について、ただいま副市長と担当課長より説明がございました。

これについて御意見ございましたら、御発言願いたいと思います。

○西川委員　予算ってトータル幾らを見込んでいますか。

○森本商工観光課長　連絡員が約30万円で、駐車場の管理費が40万円で、トータル70万円でございます。

○西川委員　これ、当然管理するんですよね。それで、外国の方が今多いと言っていました。僕は紀北町の議員さんとも結構、いろいろ親睦しておるんですけど、銚子川で問題になっておるのがごみの置き去りなんですよね。あと、バーベキューのやり方とか。そういうのを注意するには、ポルトガル語となっておるけど、じゃ、市の職員でポルトガル語をしゃべれる方はいるんですか。それとも注意看板だけで可能だと思いますか。

○塩津建設課長　一応注意看板のほうは、注意喚起として置かせていただきまして、職員のほうで、多分ポルトガル語ではなくて、日本語のほうは、多分もともと日本国内に住まわれている方で通用すると思いますので、市の職員のほうが注意喚起で回らせていただく予定でございます。

○西川委員　いやいや、ポルトガル語と書いてあるから、ポルトガル語で注意喚起するんだったら、目の前でそういう行為があったときにポルトガル語で誰が対応するんですか。

○塩津建設課長　看板表記で、看板を示して注意いただくという形になると思います。ポルトガル語を話せる職員のほうがいませんで、そういった形の対応になると思います。

○西川委員　だったら、注意するときにトラブルになりますよね、普通、いろんな方が見えますから。例えば、夜間キャンプで夜遅くまで花火を上げる、そのときの対応とかも聞きたいし、じゃ、目の前でごみのポイ捨てをしたまま行く人に、注意するときに看板を持って歩くんですか。それ、市で対応できるんですか、これ。時間は24時間、キャンプの方なんかいつもいますけど、それはどうなんですか。

○森本商工観光課長　連絡員さんの配置に関しましては、朝の9時から16時までの予定とさせていただいておって、24時間体制のほうで考えていないところでございまして。確かにいろんな苦情、そういったことが出ましたら、騒音とか、いろんな騒がしいとかいうのに関しましては、関係機関、いわゆる警察さんのお力を

借りるとか、そういった形で対応させていただきたいというふうに考えております。

○西川委員　それで、ライフセーバーの方とか休みが多いですね。平日なんか事故とかはどういうふうに、どこへ連絡するとか、例えば、溺れている方を見たときに、ライフセーバーがいないとき、誰がどういうふうな対処をして、それは周りのほかの人が対処することなんでしょうか。市としてはどうなんでしょうか。

○森本商工観光課長　ライフセーバーさんの平日の確保が難しく、できない状況でございまして、土日のほうの御協力のほうはいただいたところなんですけれども、土日、休日に関しましては。ただ、連絡員という形で配置させていただいたのは、恐らく現場でもし事故が起こった場合の想定なんですけれども、緊急に御連絡、すぐさせていただくとか、そういう方法しか今のところは想定していないところでございまして、現にその場で対応するライフセーバーさんの確保ができなかった状況でございます。

○西川委員　尾鷲市が管理するんだったら、もうちょっと踏み込んだ対策を考えたほうがいいんじゃないんですか。多分これ、トラブルの本になりますよ。それで、これ、今ちょっと見せてもらったんですけど、遊泳区域のブイ、これは市が設置するんですか。

○森本商工観光課長　ブイの所有は三木里区さんでございました。区さんのほうから、御無理を申し上げてお借りさせて、御了解いただいた上で、私どものほうの職員のほうで張らせていただく予定でございます。

○西川委員　ブイってこれ、船が要りますよね、設置するのに。じゃ、その経費って、さっき言われた70万の中に含まれておるんですか。

○森本商工観光課長　職員のほうが個人的に船のほうを持っていらっしゃる方がいらっしゃったので、そちらのほうを借り上げさせていただく形で、船で引っ張って設置させていただくということでさせていただこうと思っております。

○西川委員　その船は油で当然動きますよね。そんなものは、市は見てあげないということなんでしょうか。

○森本商工観光課長　職員のほうは好意を持ってやっていただけるということでございまして、そちらのほうで対応させていただこうというふうに考えております。

○村田委員長　よろしいですか。

他にございませんか。

○内山委員　期間のほうはよく分かるんですけれども、これ、暑くなってきたら、泳ぎに行く人も、7月、夏休みありますよね、子供たちも。そして期間中、夏がも

っと暑かったら9月ぐらいまで泳ぐ時期も延びるかも分かんし、結構な日にちがかかる、開催というのかな、利用する期間になると思うんですけども、またそれと、泳ぐだけじゃなくてバーベキューとか、外人の方たちのバーベキューというのは、多分ちょっと暖かくなって、連休から秋のほうまで全部来られるんじゃないかなと想像できるんですけども、そういうところの対応はどういうふうに考えてられるんですか。

○森本商工観光課長 海水浴場の開設時期は、届けのほうでございまして、今月の16日から17日までの間という形で届けのほうを出させていただきまして、海水浴場の期間に関してはブイの設置をさせていただく中で、それで終わりましたら撤去のほうはさせていただきます。

従前から自由に泳いでいただく形で、海水浴場というか、あそのビーチは開放されていらっしゃるの、御自由にお使いできるという状況でございしますが、海水浴場として届けさせていただいているのがこの1か月間ということで御認識をいただきたいと思います。こちらのほうは従前から三木里区さんがやられておったときも同様な時期を展開していただいていると思っております。

バーベキューに関しましても、自由使用というものがございしますので、こちらは制限のほうはちょっと難しくというところでございます。

○内山委員 従前から海水浴場の期間外のときは住民の方がしてくれているという管理というのか、見回りとかしてくれているというようなふうに受け取ってよろしいんですか。

○森本商工観光課長 海水浴場の期間以外は私も地区さんがどのようにされていたかというのはちょっと把握はしていないんですけども、地元の方でございしますので、確かに騒音とかいろんなケースの状況がございましたら、いろんな関係各所に、警察をはじめ、私どものほうに相談していただいたりとかいうのはございました。

○内山委員 私も仕組みというか、三木里海水浴場というのを今回、開設期間だけ市が責任を持ってすると。この三木里海水浴場の名称は、その期間で終わりというふうな認識で、それ以外は自由浴場やよってというような取り方でいいのかな。

○森本商工観光課長 従前からそのような対応で届けのほうを出していただいてやっております。

こちらのほうの開設届に関しましては、報告書という形になるんですけども、そちらのほうは、水質検査のほうは良好な水質なのかどうかというのがまずもって

必要という項目になっておりまして、それを満たしているということで海水浴場という届けを受け付けていただいております。

○村田委員長　内山委員、大変申し訳ないんですけども、委員長ってお声がけをいただけますか。

○内山委員　三木里海水浴場は昔から自分たちもよく利用していて、そして今回、高速道路ができてから尾鷲の観光のメインになるべき海水浴場なのかなと、私は、自身は市議になる前からずっと思っていたんですけども、そういうことを考えたときに、これからの観光の中でもメインになっていくべき場所という認識は市のほうもちろんありますよね。そのときに、今、説明の中で三木里地区の方は高齢とかいろんな地域事情があり、私もいろいろ聞いていることもあるんですけども、そういうことがあり管理のほうができないと、そして市が一時的に取りあえずすると。

でも、今後のことを考えて、来年度は県と市と地域で検討すると言うんですけども、来年度じゃなくて、きちんとした考えが尾鷲の観光のメインとしてするのに、お金もきちんとし予算もつけてという、そういう長期的にきちんとしていくということを考えたら、来年度からじゃ遅いと思うんですよね。特に、海岸でバーベキューなんかした後の砂というんですか、その汚染というのはすごく大変だと思うし、そして一番聞いておるのはごみね。持っていけと言うても、持って行く人なら注意されなくても持っていくと思うんですよ。それが放置されておるということは、そういう認識のない方たちが利用される方が多いというふうに私はちょっと思っているんですけども、そういうことを海水浴場以外のときでもきちんとしなければ、どんどん荒れ果てるんじゃないかなと思うんですけども、そういうところはどのようなふうに考えているんですか。

○森本商工観光課長　今年に限りという形で、こういった今、形になりましたんですけども、委員のおっしゃるとおり、早急に来年に向けてどのような形にしていくのかというのは、していく必要はあるというふうに認識しております。商工観光課でございますので、当然のことながら、集客交流について、大変な、立派な観光資源でございますので、こちらの活用をさせていただいてということで、尾鷲市をPRしていく施設というふうには認識しておりますので、その点をもって取り組んでいきたいというふうに考えております。

あと、バーベキューとかの話も、当然ながら、現状、外国人の方が多いという部分もあって、なかなかコミュニケーションが取りにくい、こういった部分もござい

ますので、そういった部分も含めて対応していくということは、今後、来年に向けて今からやっていく必要があるというふうには私も認識しておりますので、十分そちらの意見を尊重しまして進めたいというふうに思っております。

○内山委員　　いろんな検討をしてくれると思うんですけども、自分たちが利用してきて大事だというのは、一番自分たちが分かっていることやって、ちゃんとした検討はしてくれると思うんですけども、1日、2日、3日と、日がたつにつれて汚染というのかな、そういうのはすごく進むと思うんですよね。だから、期間外の管理を、市の方たちも大変だと思うんですけども、見回りするとか、そういうような考えがないのかっていうことは。

○塩津建設課長　　通常の海岸の清掃、草刈り等は建設課のほうで、施設の三重県さんのほうから委託を受けてさせていただいています。三重県さんのほうからも委託金という形で海岸清掃料というのを頂いて、それで今まで三木里区さんに委託していたんですが、かなり高齢の方も増えて対応がしづらいということで、なるべく建設課のほうで地元の業者さん等をお願いして、通常の施設の清掃は行っていく予定でございます。

○内山委員　　最後に。

今回、市が開催期間で管理をするということになったので、今後もやっぱり地域の方たちの高齢化ということも進んでおるので大変だと思うんですよね。だもんで、きちんとした環境に関する条例とか、そういう市の使い方とか、海水浴場の、やはりそういうことをきちんと市が責任を持って予算もきちんとつけて、そういうことをしていただきたいということと、あともう一点は、今回から注意するのもバーベキューとかそういうのの注意ができるのであれば、それに対して条例をつくらなあかんねったらつくらなあかんと思うんですが、早急にできないかもしれんけれども、市の管理である以上、きちんと細かい注意書きをしてほしいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

○塩津建設課長　　いろんな課題があると思いますので、関係団体、関係各課と、当然のことながら三木里地区会さんともお話をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○西川委員　　一つだけ。

紀北町の権兵衛の里の横に銚子川の泳ぐところがありますよね。あそこを利用する人が権兵衛の里の駐車場に車を止めるということで、権兵衛の里の管理者が怒って県の敷地も全部通行止めにしましたよね。それで、今、権兵衛の里の駐車場は有

料になっていますよね。権兵衛の里を利用する人は1時間だけ無料、ところが、今パーキングの地図を見たんですけど、これだけで管理者がなく交通整理できますか。これ、絶対もめる本だと思えますけど、観光客同士の。順序よく並ぶのであれば、区画されておるのであればトラブルは起きんでしょうけど、これだけの小さい駐車場で、県の中の公園のほうまで入ってくる人もいますよね。これ、絶対もめると思うんですけど、権兵衛の里みたいにこういう自動駐車機みたいなのは考えられないんでしょうか。これ、絶対もめますよ、俺、多分思うに。

○塩津建設課長 パーキングの図示しました2か所側の、三重県の施設で市が管理を委託されている部分で、一応三重県のほうとしては、無料開放の誰でも使える駐車場ということで開放されておりまして、今の段階で入り口にゲートバー等の設置というのは、今シーズンに限ってはちょっと間に合わないかなと思います。今後、その辺も含めた検討等を重ねていく必要はあると思います。

○西川委員 いやいや、今シーズンに限り絶対トラブルがありますよというんです。皆さん、ルールを守って止めるのであれば、先来た人が止めました、じゃ、後から来た人が前に止めました、帰るときに出られませんよね、誰か管理する人がいないと。無料は無料でいいんですけど、誰か管理する人がおらんと、これ、結構トラブルの問題が発生するんじゃないのかなと思ったもので、そのときはどうなるんですか。警察頼りですか。

○塩津建設課長 一部、左側のほうの駐車場は中に駐車線のほうが引かれておりまして、そちらが埋まった段階で入り口に満車という看板を設置して、車が入らないような形で対応したいと思います。

トラブルになった場合、例えば路上駐車等をされる方が出た場合は、また警察さんのほうにも協力を依頼しておりますので、そちらが対応に当たることになると思われま。

○村田委員長 よろしいですね。よろしいですか。西川委員、よろしい。

○南委員 今年限り尾鷲市が開設を主催するということなんですけれども、まず最初に、水難事故が起こらないことを祈るわけです。特に今回、海水浴場は三木里の中村レイ委員さんがおられるということで、内容的にはよく知っていると思うんですけれども、ただ、僕が今の説明を受けてちょっと気づいただけ、二、三点ばかりお聞きしたいんですけれども。

まずは、今、西川さんも言われたように、駐車場なんかで外国人対応でいろんなトラブルが発生することも想定できます。それと、管理員さん2名、常設連絡員1

名、ライフセーバー１名という約７０万の予算で組んでおりますけれども、僕は、時間的には何時から何時までおるのかなというのはまず考えたんですね。恐らく僕も何回か三木里の現場も視察させていただいて、特にお盆なんかは外国人が多いんですよ、物すごくね。三木里観光協会さんが運営しているときにでも駐車場の料金の問題等、またテントを張り、場代というんですか、テント一張り幾ら、駐車料金幾らということで、お金を集金するのにも御苦労が絶えなかったということをよく聞くんですけれども、今回、尾鷲市が開設する以上、駐車料金というか協力金といったらええのか言葉が難しいんですけれども、テントを張る、一張り幾らというのは、そういったことはどうなるんですか。

○森本商工観光課長　こちらのほうの駐車場で砂浜でのキャンプのテント代とかいうものに関しましては、無料という形で対応させていただきます。

○南委員　今、無料ということの対応ということで、前回も聞いたわけなんですけれども、外国人さん、ブラジル系統やとか結構来るということで、駐車場無料、テント無料といったら、彼らは仲間をかなり呼び込むらしいですね、現場で。おお、じゃ、いいよ、みんな無料だよ、どんどん来てどんどん来てと言って、恐らくお盆なんかはかなりの人になるんじゃないかなと思って、この人数だけで、僕、対応できないと思いますよ、全くもって。大変な事態が発生するおそれが十分考えられますし、市役所の全体の、商工観光だけじゃなしに、やはりある程度、全員体制で注視して取り組んでいくような協力体制を組まんことには、たったの４人なんかできっこないと僕は思いますよ。

だから、そういった意味では、もっと深く考えておったほうが、とっさの対応は、僕、難しいんじゃないかな。恐らく外国人のトラブルは絶えないと思います。ごみも当然ですけどね。そういったことでは、どこまで想定されておりますか、外国人対応。

○森本商工観光課長　やはりトラブルに関しましては、警察さんの力をお借りしとする以外になくて、関係部署の警察のほうに私も出向きまして、担当課さんのほうと、こういう状況、尾鷲市として開設させていただくというような状況のほうを御報告、御相談させていただいて、御相談のほうに乗っていただきまして、状況のほうも従前からいろいろ課題とかあったので、把握しているというふうに警察のほうでも認識していただいております。ですので、そういった対応をまたぜひよろしくお願い申し上げますというふうに申し上げたところでございます。

あと、繁忙期のほうの対応に関しましては、やはり状況によっては変わってくる

というふうに思っております。その状況のほうを見せていただきながら対応させていただきたいと思っておりますが、やはり駐車場のほうが少ないものですから、退去してというのは、なかなか想定していない部分もございますが、状況に応じて考えていきたいというふうに思っております。

○南委員　ぜひとも水難事故等、トラブルがないような体制をしっかりと組んでいただきたいと強く要望いたします。

以上です。

○村田委員長　よろしいですか。

○下村副市長　先ほど課長が言いましたように、駐車場にやはり限りがあるということで、この駐車場につきましても、時間制限を設けて宿泊ができんように、できないのかというような話もさせていただいたんですが、やはり県の施設でもある駐車場を封鎖するというのはなかなか難しいと。

ただ、来年度以降、三木里海水浴場の運営について、夜間そういうトラブルが多いというのであれば、県との交渉の中で、駐車場の開放は午前9時から午後5時までとか、そういうことができないかとか、そういったことも相談しながらやっていきたいと思っております。

○村田委員長　他にございませんか。

○中村委員　県と市が結んでおられる駐車料の委託管理契約の内容について教えてくださいませんか。

○塩津建設課長　駐車場管理の委託契約につきましては、市のほうが無償であるという形で管理協定のほうを結んでおります。

○村田委員長　委員長って言ってくれますか。

○中村委員　ごめんなさい、声がちっちゃ過ぎて。

どうして無料で委託管理をされるんですか。

○塩津建設課長　この管理委託の協定が締結されたのは、三木里海岸の修景施設の整備というのが平成、年代のほうは今失念しましたが、二十何年代に行われた際に、県が施設を整備して市が無償で管理していくという協定を結び、その後を業者、県と市のほうがこの協定を破棄する意思がなければ引き続き管理をやっていくという協定を結んでおりまして、現在もその協定に基づいて管理をしております。

○中村委員　ほかの場所で、ほかの県と市町の委託管理において、無償の委託管理というのはほとんどないと聞いたんですけれども、当初からそうしていたから無償であるというのは理由にならないと思うんですけれども、このままずっと無償で

管理されていかれるんですか。

○下村副市長　私どもがよく聞いておるのが、国や県が施設を整備していただいた後の管理は各市町がやっておると。例えば、国道の地下道なんかも市のほうが管理しておるといふうに聞いておりますが。

○中村委員　それやったらトイレの管理も、あれは全部県の施設を無償で管理されているんですか。

○塩津建設課長　三木里海岸の県が設置したトイレは3か所ございますが、そこらも無償で清掃費のほうは市の予算のほうで計上しております。

○中村委員　ということは、今後も駐車場もトイレも、尾鷲市が全面的に維持費を払って管理していかれるということによろしいですね。

○村田委員長　どうなんですか。

○塩津建設課長　今現在の協定でそうなっておりますが、社会情勢等の変化によりまして、もしそういうお金が大変なのであれば、三重県さんのほうとまた協議させていただく余地はあるかとは存じますが、今年度に関しては無償という形で、引き続き協定書に基づいて管理する形でございます。

○村田委員長　これは今年度に限りでしょう。

○塩津建設課長　今後のことに関しては、また三重県さんのほうとは協議していきたいとは思っています。

○中村委員　今年に関してもまだ県との交渉の余地はあると思うんですよ。どうして今年は交渉されないんですか。

○塩津建設課長　三木里海水浴場の開設に関しましては、喫緊に開設する必要があるということで、今年度中、交渉を重ねたとしても来年度以降の協定からという形にはなと思います。

○中村委員　県は通年で議会を開いているはずですので、補正予算も別に必要とあればつくと思うんですよ。来年度じゃなければならないということはないと思います。

そして、この説明によると、何か本来ならちゃんと予算がついてから、来年度、高齢化によって三木里地区会がもう海水浴場はよう維持管理せえへんという話で、県と市が予算をつけてという話なら分かりますけれども、これ、今年度中にこうして急に地区会が放り投げたような形で見られるというのは、地区住民としても非常に心外ですし、それともう一つ、地区会から尾鷲市が開設される海水浴場について、何かの要望書は出ていますか。

○下村副市長　　地区会のほうから海水浴場開設に向けての要望をしたいというお話がありましたが、尾鷲市が開設するかどうかというのは本日の委員会で最終的な決定となるということでございますので、今日この委員会で尾鷲市が海水浴場開設を実施するという事になった後、要望書を出していただきたいというふうをお願いはしてあります。

○中村委員　　地区会の広報の中で、7月1日に4点にわたって市への要望書を提出しました。その4点とは、海水浴客やキャンプ利用客のごみ処理への対応、騒音問題・花火・音楽・大声に対する対応、交通安全・違法駐車・事故などへの対応、休日や祝祭日での諸問題への対応というふうに要望を出しましたって書かれているんですよ、地区会の広報に。

私は地区会民としてこの広報をもらって、こういうことが尾鷲市に要望書として上がって、尾鷲市が海水浴場を県のほうに申請されたという説明が地区会のほうでありましたので、その今回は予算の審議ですよ。開設に当たって、もう県に出されているんじゃないんですか。今から出されるんですか。

○下村副市長　　その要望書は、先ほど言いましたように、今日、行政常任委員会が終わった後、受け取るということで説明させていただきましたが、私のところへ届けていただくようにというふうなお話をさせていただきましたが、どうも建設課のほうへ提出があったみたいで、それは決裁でしないようにとどめております。

○森本商工観光課長　　こちらのほうの開設の報告書に関しましては、6月30日で届けのほうは出させていただいております。ただ、こちらのほうの御審議いただく中で開設にはそぐわないというような話等々出まして、そういうところがございましたら廃止届というのがすぐ出せるという状況になっております。受け付ける段階で開設届は水質の根拠が必要でございますので、速やかに開設できるようにということを考えまして、提出、6月30日に出させていただいております。

○中村委員　　私たちも別に三木里海水浴場って本当に地区住民にとっては誇りですし、今までそれを本当に身を粉にして守ってきたんですけれども、今回、尾鷲市が海水浴場を開設されるんやったら、ちゃんと責任を持ってしていただきたいんですよ。この中途半端な、くちやくちやになるような、なぜこういう予算で、休日とお盆だけライフセーバー1名、これ、海で死んだら国の責任で、浜で死んだら県やから尾鷲市は知らんのかもしれませんが、今まで地区会は、台風になったら遊泳禁止の看板を掲げて、台風になったらブイを全部外して、もう本当に、つけたり取ったり大変な作業をしてきているわけですよ。

今、建設課のほうもトイレもきれいにしていただいている、本当にありがたいと思っているんですけども、それだけではないんですよ。本当に、朝の7時からもうもうたる煙のバーベキューをされて、それで、そのまんまで帰っていけるわけですよ。それを地区の人たちが全部後片づけして、缶、瓶、燃えるごみ、それをぐちゃぐちゃの中から拾い分けて、分別収集をして、それは環境のほうでこの予算に入らないかもしれませんが、浜が法的に何にもできないから、尾鷲市はこの予算しかかけられないから、ぐちゃぐちゃにするのだけはやめてください。私たちはあの浜がぐちゃぐちゃになるのを見たいわけではないんですよ。十分な予算をつけてほしいと思います。県からもらってきてください。県も必要な予算について予算措置ができないわけじゃないと思うんですよ。話ししてきていただきたいと思います。

そして、この足らん人数で開設するのはやめていただきたいと思います。もうちょっとした、ちゃんとした予算をつけてください。もうそれが地区住民として最低のお願いです。

そして、休日や祝祭日に全部警察に丸投げって、それってひどくないですか。私たち地区住民は、今まで夜中のパトロールもしてきたんですよ。テント客でけんかがないとか、いろいろなことも全部してきました。海水浴場を開設するというのは本当にそういうことなんですよ。だから、お願いですから、あそこに今出張所があるんやから、24時間体制でも、せめて2人ぐらい市職の方、夏中張りついてください。そして、地区住民が今まで何をしていたか、ちょっとやってみていただきたいと思いますので、ぜひ、この少ない予算じゃなくて、もうちょっと、お願いやから議会でまともな予算を立てるようにお願いします。

以上です。

○村田委員長　　執行部、副市長、ただいまの中村レイ委員の要望については、どのような見解をお持ちですか。

○下村副市長　　予算のほうについては、既決予算の中ででき得る限りの流用ということで、こういうふうにさせていただきました。

また、県に対しての要望につきましては、まだ、本日、私も本庁のほうの観光局や南部地域活性化局長ともお話をさせていただいた中で、こういった海水浴場の運営方法の他の自治体の取扱い方法等についてもいろいろ御説明を聞いてきた中でですね、やはり地元でやっていくという、三木里地区におかれましても、三木里観光協会のほうで観光協会と連携した事業の運営方法とか、三木里海水浴場の運営につい

てしっかりやっていきたいということもありまして、地域おこし協力隊の要望も出ております。

ですので、三木里地区としましても、この海水浴場を何とか活性化、にぎやかにしたいという意思がございますので、その辺について協議を進めていきたいと思っております。

○中村委員 あのね、三木里はにぎやかにしようとは思っていないんですよ。環境をきれいに守ってほしいんです、まず。たくさん来ていただいて、ごみだけ置いて、そして環境をぐちゃぐちゃにされるのは嫌なんです。だから、入り込み客の数じゃないと思うんですよ。質の問題だと思うんですよ。

そして、受益者負担ということをもうちよつとちゃんと考えてください。どうして地域住民だけがぐちゃぐちゃで、汚くて臭い中で夏中生活せなあかんのか。来た人が、そこで自分たちは何でもただでいい、おかしいですよ。

急傾斜の仕事でもちゃんと受益者負担といって、その下に建っている家の人たち、上の人たちもお金を払うんですよ。受益者負担という考え方が、もうちよつとちゃんと行政としてやっていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○下村副市長 三木里地区からはにぎやかにし、活性化する取組をお手伝いできる方を派遣いただきたいというような要望書も出ております。

まして、先ほど委員が言われましたように、海岸の環境整備については、当然市が管理を委託、受けていますので、その辺は絶えずきれいにさせていただくというような形をとっていきたいと思います。

また、管理云々につきまして、お金のかかることもありますので、例えば、4月から9月までの上半期シーズン中は三木里のほうで管理して委託料が入るような形、それから、10月から3月までのシーズンオフの間は市のほうが管理するというような方法も考えられるんじゃないかなということは、今、内部でもお話しさせていただいておりますし、先ほどから言っておりますように、来年度に向けて、地区、県、市が協議をしていくということは、3者とも了解済みでございますので、御理解願います。

○中村委員 来年のことはもちろんなんですけれども、喫緊の課題、今年くちやくちやにされた人の身になっていただきたいと思います。今年が問題なんです。来年からじゃなくて、今年ですので、副市長も毎日三木里のほうにおいでいただきたいと思います。ぜひお願いします。

○村田委員長 ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前 10 時 58 分)

(再開 午前 11 時 08 分)

○村田委員長 再開をいたします。

三木里海水浴場の開設について、他に御意見ございますか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 ないようでありますので、三木里海水浴場の件につきましては、執行部より説明がございましたように進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、その他の報告、ありますか。

○森本商工観光課長 2 点、御報告を申し上げさせていただきたいと思っております。

資料の 2 のほうを御覧ください。

「おわせ市民花火～がんばろらい尾鷲～」についての御報告、まず、1 点目でございます。

今回の花火につきましては、市民の元気と活力を取り戻すため、「おわせ市民花火～がんばろらい尾鷲～」と称し、花火の打ち上げのみを行います。

開催日時は、来月の 8 月 6 日土曜日午後 8 時からで、1 時間程度となる見込みでございます。雨天の場合は 7 日に順延いたします。

開催に当たって、コロナウイルス感染症対策といたしまして、基本的な感染対策であるマスクの着用の推奨など、御来場に当たっての御協力を皆様をお願いしたいというふうに思っております。

また、会場におきましては、飲食を制限させていただき、熱中症予防のための水分、こちらのほうを除きまして、飲食物の会場の持込みについて御遠慮のほうをお願いしたいというふうに考えております。

設置されていますトイレにつきましては、不特定多数の方が接触する場所ということを考えまして、適宜、消毒等の対応を行っていきたいというふうに考えております。

協賛額、こちらの協賛件数につきましては、お示しさせていただいたとおり、一般協賛が約 520 万円で件数が 207 件、供養の花火につきましては約 800 万円で 50 件、合計約 1,324 万円で行いました。大変たくさんの皆様から花火大会の開催に向けて協賛を頂きました。この場をお借りしましてお礼のほうを申し上げ

げます。誠にありがとうございました。

○村田委員長　引き続き行ってください。

○森本商工観光課長　続きまして、第３５回尾鷲節コンクールについて御報告のほうを申し上げます。

資料のほうをのせさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、２年連続で中止となっておりまして全国尾鷲節コンクールにつきまして、実行委員会と尾鷲市におきまして慎重に検討を重ねてまいりましたところ、本年は感染防止に十分な対策を講じた上で、第３５回全国尾鷲節コンクールを開催するよう準備を進めていきたいというふうを考えております。

新型コロナウイルス感染症の感染状況に留意しつつ、民謡の灯を消さないため、御来場の皆様に楽しんでいただくコンクールを目指していきたいというふうを考えております。

開催日は、本年の１１月１３日日曜日でございます。

部門につきましては、前大会、３４回大会と同様、総合、壮年、少年少女の部の３部門でございます。

募集人数は、総合、壮年の部で１００名程度、少年少女の部で１５名程度でございます。

参加の募集につきましては、来月の８月２２日から開始させていただきまして、翌の９月３０日までの間とさせていただきたいと考えております。

大会の開催に当たりまして、新型コロナウイルス感染症対策として、会場に空気清浄機の設置、マスク着用、参加者の方には健康チェックシートの提出を求めるなど、感染対策を講じながら開催させていただきたいというふうと考えております。

参加される皆様、そして御来場いただく皆様に楽しんでいただけるよう準備を進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

御報告は以上でございます。

○村田委員長　その他の項の報告として、おわせ市民花火大会、それから、全国尾鷲節コンクールについて担当から説明がございましたけれども、これについて、あえて御意見のある方、御発言願いたいと思います。よろしいですか。

○濱中副委員長　花火開始時間、８時、大体終わる時間というか、どれぐらいの時間がかかるのか、目安はありませんか。

○森本商工観光課長　たくさんの協賛金が集まりまして、当初２０分程度の花火

を予定しておりましたが、皆様の御協力によりたくさんの花火を打ち上げることが可能となりました。1時間程度の花火の予定というふうに考えております。

○村田委員長　　よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　　ないようでありますので、おわせ市民花火大会、全国尾鷲節コンクール、これ、せっかくやっただくんですから、コロナ対策ということについては、特にお気をつけいただきたいということを申し添えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、その他の項に入りますけれども、総務課。

○竹平総務課長　　今回、総務課なんですけれども、市マイクロバスの物損事故について1件御報告をさせていただきたいことがございますので、よろしくお願いいたします。

資料のほうを発信させていただきます。よろしいでしょうか。

市のマイクロバスでございますけれども、令和4年の6月24日金曜日の午後2時30分頃、本市といたしましては、委託をしております株式会社クリスタルタクシーでございますが、その運転手につきまして、今回、市内自動車販売店の整備場へ持っていったときにですね、車両の上部で相手方の検査機器を損傷させてしまったということがございました。

このようなことで大変申し訳ございませんが、また、本市としては、これは保険になる予定でございますけれども、まだ議案として、またそういったことも今後上げさせていただかなければならないという事態を起こしてしまいました。誠に申し訳ございませんでした。

また、示談のほうにつきましては、今、保険会社と市内自動車販売店のほうがお話を進めておりますので、また今後こういうことで金額等が出てくるかと思っておりますけれども、今の状況ではどれぐらいの損傷状況、金額がかかるかということはまだ分からないということでございましたので、取りあえず、まず1点報告をさせていただきました。どうも申し訳ございませんでした。

また、株式会社クリスタルタクシーの運転手、それと社長のほうにも十分注意をさせていただき、今後このようなことがないように進めてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○村田委員長　　総務課より報告は以上のとおりでございますけれども、これについて御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　　ないようでありますので、その次に参りたいと思いますけれども、総合病院から報告をいただきたいと思います。

○下村副市長　　損害賠償請求事件について御報告がございます。

本案件は原告、奥村武生氏から、本市を被告とする損害賠償請求が提起されたものであります。

案件の経緯であります。原告が平成24年当時、傷害罪を訴え裁判になりました。これは、被告のほうも反訴があったということで、名古屋高裁のほうまで行ったということで、その裁判において、資料として提出された総合病院医師の診断書を理由として棄却されたことにより、原告は長期にわたり精神的苦痛を受け続けており、その慰謝料は180万円を下らない。よって、原告は被告に対し、債務不履行責任及び民事訴訟法248条に基づき、180万円及び、これに対する本訴状送達の日から支払い済みまでの年3分の割合による金員を支払い、訴訟費用は被告の負担とするとの判決並びに仮執行宣言を求めるというものであります。

通知は、裁判所熊野支部から7月1日付の第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状が2日土曜日に手元に届きましたが、答弁書提出期限が7月21日であることから、本市顧問弁護士との協議や答弁書の作成が必要となることから、裁判費用については既決予算の流用で対応したいと考えております。

裁判に係る諸経費の概算予算につきましては、担当のほうから御説明させていただきます。

○佐野総合病院事務長　　それでは、先ほどの損害賠償請求事件について、私のほうから報告をさせていただきます。

訴状の内容は先ほど副市長が申されたとおり、平成24年の裁判、そちらで、結果、敗訴された。私どものほうの診断書、これが敗訴の要因であったという訴えでございます。

損害請求額、先ほどお話があったように180万円ということで、本市の顧問弁護士に相談をしたところ、最終的には1審の費用、これが約50万円程度見積りを頂いております。なお、先ほど申しましたが、第1回の口頭弁論は7月28日の木曜日ということでございます。

以上であります。

○村田委員長 報告は以上のとおりでありますけれども、これについて御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 ないようでありますので、報告を終わります。

次に、公共交通について、政策調整課より報告をいただきたいと思います。

○三鬼政策調整課長 政策調整課です。よろしくお願いいたします。

政策調整課からは、昨年度に策定いたしました尾鷲市地域公共交通計画について、その進捗を1点御報告させていただきます。

本計画では、高齢化が進む中、ふれあいバスをはじめとする地域の公共交通について、持続可能な体系の構築を目指して策定を行ったものでございます。

検討課題の一つに、現在、九鬼・早田地区、北輪内地区、南輪内地区について、ふれあいバス、ハラソ線及び八鬼山線の2路線の運行を行っております。本計画では、この2路線を3路線にすることも含め、将来の公共交通ネットワーク形成の基本方針を示させていただきました。

この方針の検討として、本年5月19日に開催しました尾鷲市地域公共交通活性化協議会においても確認をさせていただいており、高齢化が進む当地域において3路線化を検討していくに当たり、まずは、地域の皆様の声を聞くため、できれば今月から来月にかけて地区に出向きたいと考えておりますので、まずもって報告をさせていただきます。

詳細は、今後、各地区と御相談の上設定したいと考えております。

報告は以上でございます。

○村田委員長 ただいまの報告について、御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 ないようでありますので、ただいまの報告については以上のとおりでございます。

以上で本日の議題につきましては、全部消化をいたしました。

これにて行政常任委員会を閉じます。御苦労さんでした。

(午前11時21分 閉会)